

2011年6月17日

内閣総理大臣 菅 直人 様

義援金支給を急ぎ、生活保護打ち切りの理由としないください

新日本婦人の会

会長 高田公子

未曾有の大震災・津波被害、原発事故から3カ月以上たち、日本赤十字社や中央共同募金会などに寄せられた義援金が、いまだに半分以上の被災者に届いていない問題に国民の怒りがひろがっています。被災者は「手元にお金がなく、光熱費が心配で仮設住宅に入れない」というほど、生活が逼迫しています。支給遅れの背景に、職員不足で戸籍確認や罹災証明発行が困難との問題があることは早くから言われていたにもかかわらず、6月7日ようやく厚生労働大臣が事態調査と職員派遣を決めるという対応の遅さです。なかには、GPS（全地球測位システム）活用による罹災認定で支給が一気にすすんだ例もあると聞きます。繰り返しお願いしてきましたが、「被災地に一刻も早く」との多くの善意をふみにじる支給の遅れは重大であり、政府の責任が問われています。

また、義援金や賠償金仮払金のうけとりを理由に、生活保護が打ち切られた事例が続発しています。国会での言明や5月の厚生労働省の通知が徹底していません。被災自治体の財政事情が、国の具体策の遅れのなかで悪化していることも推察されます。今後、被災地では生活保護の申請がふえるものと見込まれ、政府の特別の対応が求められています。

日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」「国は、すべての生活部門について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」にもとづき、国が責任をもって対策をとるよう、以下、要望します。

- 1、義援金を被災者全員に一刻も早く届けるため、必要な職員の派遣や人手の確保、GPS（全地球測位システム）活用など、具体的な解決策を明確にし、緊急に実行してください。
- 2、義援金や賠償金仮払金の受け取りを理由にした生活保護打ち切りはただちにやめてください。被災自治体の実情に即して、全額国庫負担の生活保護の特別措置をとってください。